

令和7年第4回

山都町議会定例会

提案理由説明書

令和7年12月4日

令和7年第4回定例会を招集しましたところ、御参集を賜り、  
誠にありがとうございます。

本年も早いもので師走を迎えました。皆さまもお感じになら  
れていることと思いますが、美しい紅葉を楽しむことができた  
本町の秋も、瞬く間に過ぎ去り、いよいよ冬の厳しい寒さが訪  
れる季節となりました。町内においてインフルエンザの感染も  
確認されておりますので、皆さまにおかれましては、充分ご自  
愛ください。

はじめに、先般執行されました町議会議員一般選挙におきま  
して、町民の皆様から多大なる期待とご支持のもと、見事ご当  
選されました議員の皆様に、心よりお祝い申し上げます。

議会と執行部が十分に議論を重ねながら、「誰もが住みたく  
なる町づくり」を進めてまいりたいと考えておりますので、何  
卒、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、新たに飯開議長及び藤川副議長が就任され、各常任委  
員会の構成も決定されました。引き続き、それぞれの見識のも  
と、手腕を存分に發揮いただき、町政の発展にご尽力いただき  
ますよう重ねてお願い申し上げます。

さて、9月末に総務省から、ふるさと納税指定団体取消しを  
受け、2年間はふるさと納税制度による寄附を受けることがで

きなくなりましたことにつきまして、改めて、町民の皆様、これまで寄附を通じて本町を応援してくださった全国の皆様、そして返礼品を提供いただいております事業者様をはじめ、多くの方々にご迷惑をおかけしましたことを、心から深くお詫び申し上げます。

取消しの概要等につきましては、広報やまと等でお知らせしましたが、現在、取り急ぎ、返礼品取扱事業者の在庫整理等を進めていただくため、町独自の取組みを始め、各種イベント等の機会を積極的に探すなどして商品の販売機会の創出を図っており、引き続き、返礼品取扱事業者への支援策の強化に取り組んでまいります。なお、単に商品を販売するだけでなく、併せて、山都町の魅力を知っていただくための周知も行ってまいります。

また、今般の状況等を第三者の目で客観的に検証いただくために、第三者調査委員会を設置いたしました。委員会の運営は委員の協議により進められ、相応の期間を要することになろうかと思っていますが、町ホームページ等を通じ、隨時、経過等をお知らせして参ります。さらに、検証結果をいただいた後は、町民の皆様を始め関係者にお知らせすると共に、国にも報告することとしています。また、検証結果を踏まえ、同様の事態が

生じないよう本町における行政体制の変革に臨む所存です。

次に、昨年まで本庁舎の議場において中学生を対象に開催していました「子ども議会」について、本年度は、取組みを新たに「町長とのまちづくり座談会」として、より柔軟で身近な形で中学生との直接的な交流を図るべく、各中学校にお邪魔して意見交換を行いました。座談会は、生徒の司会進行により進めていただき、中学3年生までに学んできた地域学習「山都学」の集大成として、「20年後、35歳になった自分たちが将来暮らしたい山都町の理想の姿」について、それぞれの視点から意見発表を行っていただきました。また、山都町の現状と課題の分析をもとに、様々な具体的な取組みも提案いただきました。

中学3年生の山都町に対する熱い想いや意見を共有できることを大変嬉しく思ったところであり、真摯に受け止め、今後のまちづくりに活かしてまいります。

次に、令和7年8月豪雨の被害状況等について、現時点の状況をお知らせいたします。

農地等の災害件数は、1,110件、被害額80億円、公共土木施設の災害件数は、239件、被害額33億円、とそれぞれ査定前の見込みとして算定しています。

現在、これらの被害について災害査定が進められています。

被害の全容が具体的に明らかになるにつれ、復旧・復興に向けた取組みをさらに加速させる必要性を痛感しています。

特に、農地施設や公共土木施設等の早期復旧は、町民の生活基盤を守り、地域の活力を取り戻すうえで喫緊の課題です。関係機関と連携して復旧復興を進めてまいります。

このほか、主な出来事等を「広報やまと」に紹介していますので、是非、ご覧ください。

次に、今定例会に提案しております議案につきまして、概要を説明いたします。

今回の定例会に提出する議案は、専決処分事項1件、条例5件、補正予算4件、その他6件の計16件です。

専決処分事項1件は、地方自治法の規定に基づき専決処分を行ったので報告するものです。

条例5件は、それぞれ必要な条例の一部を改正するものです。

補正予算4件は、令和7年度の一般会計及び特別会計並びに事業会計に関するものです。

その他6件のうち、3件は、指定管理施設の指定管理者を指定するもの、1件は、町が加入する一部事務組合の規約の一部

変更に関するもの、1件は、し尿及び浄化槽汚泥の処理を御船地区衛生施設組合に委託することに係る規約を締結するもの、1件は、町道の認定に関するものです。

以上、提案理由について説明いたしました。

詳細については、担当課長から説明させますので、適切な決定をいただきますようお願ひいたします。